鹿児島県公報

平成31年3月26日 (火) 第3505号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

規

則

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則(※)

(社会福祉課取扱い) 1

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第20号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和57年鹿児島県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 進学準備給付金支給決定調書(別記第3号様式の3)

第7条第2項中「から第4号まで」を「から第6号まで」に改める。

第25条から第27条までを次のように改める。

(進学準備給付金)

- 第25条 施行規則第18条の9第1項に規定する申請書は,進学準備給付金支給申請書(別記第 50号様式)によるものとする。
- 2 地域振興局長等は、法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金の支給を決定したときは進学準備給付金支給決定通知書(別記第51号様式)により、申請を却下したときは進学準備給付金支給申請却下決定通知書(別記第51号様式の2)により、当該申請をした被保護者に通知しなければならない。

第26条及び第27条 削除

第34条中「別記第56号様式)により」の次に「、法第77条の2第1項の規定により費用の徴収を決定したときは費用徴収決定通知書(法第77条の2第1項関係) (別記第56号様式の2)により」を加える。

第35条中「第22条の3第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別記第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に,「例文」を「別案」に 改める。

別記第3号様式の2の次に次の1様式を加える。

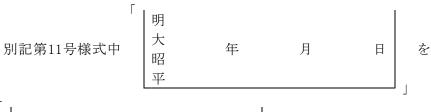
<u>鹿 児 島 県 公 報</u>

第3号様式の3 (第3条関係)

進学準備給付金支給決定調書							
地区名 ケース番号		世帯主氏名			支払方法	決定内容	
	1			_			
	決裁権者	回	議	担当者	起案年月日	決裁年月日	発送年月日
決							
裁							
			光兴雅	: /#: VA /_ A -	外油点包		
			進子华	備給付金支	給 次正何		
,	- の調書の〕	とおり決定して。	トス1 1.	(1 7)			
		こねり伝足して。 D上は,別案に 』			レンカン		
,	440, 1/V 4XV	ノエは、加来にも	トソ地グ	ゆしてよりし	∠ V · /3 · 0		
			決	定 理	由		
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		ı	進学	準備給付金	決定欄		
<u> </u>	л ы д ж г я	_					
文章	合対象者氏名	á					
+	√ Λ 42	医					
支	給	質					
2年 /	学先の特気						
	子元の行人育訓 練施記						
刻の		文 尓					
<i>V</i>)	<u>1</u> 1	<u>y</u>					_
進学後の居住先							
 参考事項							

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月26日(火)第3505号の2

別記第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。



年 月 日 に改める。

別記第12号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に, 「証ひよう書類」を「証拠書類」に改める。

別記第15号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第16号様式中「見とおし」を「見通し」に、「平成年月」を「年月」に改める。

別記第17号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第18号様式(表)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「殿」を「様」 に改める。

別記第19号様式及び別記第20号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、 「殿」を「様」に、「印」を「圓」に改める。

別記第22号様式(表)中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に,「殿」を「様」に,「印」を「回」に,「第27条」を「第27条第1項」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式を次のように改める。

第24号様式 (第9条関係)

交付番号	第	号
交付年月日	年 月	日

検 診 書

年 月 日

地域振興局長
支 庁 長

 医療機
 関

 所在地

 名 称

 医師氏名

検診を受けた者 住 所 氏 名

歳 男・女

 \bigcirc

検 診 日

年 月 日

上記の者の検診結果は,次のとおりです。

- 1 傷病名
- 2 病 状
- 3 診療の要否,診療の方法等に関する意見
- ※ 嘱託医意見
- 注 この検診書は、 地域振興局長 支 庁 長 で直接送付してください。

第25号様式 (第9条関係)

交付番号	第	号
交付年月日	年 月	日

検 診 料 請 求 書

年 月 日

地域振興局長
支 庁 長

医療機関 所在地名 名 医療機関の長又は開設者の氏名

印

検診を受けた者 住 所 氏 名

歳 男・女

検 診 日

年 月 日

上記の者に対する検診料を、次のとおり請求します。

	на н н н н н н н	(10/11 6) 1000 640	y #13 1: 0 3: y 0
	診 察 料	点	(検査名等)
請	料	点	
	料	点	
	料	点	
求	料	点	
	料	点	
	料	点	
額	料	点	
	合 計	点	円

注 この請求書は、 地域振興局長 支 庁 長

<u>鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月26日(火)第3505号の2</u>

印

別記第29号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「印」を「匣」に改め る。 別記第30号様式中「平成 年 月 日」を「 年月日」に、「殿」を「様」に、 明 大 年 月 を 年 「印」を「回」に, 日 月 日 に, 昭 平 Γ Γ 昭和 年 月 月 を に改める。 平成 別記第31号様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。 別記第32号様式中「平成年 年 月 日」に、「印」を「匣」に改め 月日」を「 る。 別記第39号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。 別記第42号様式中「平成 月 日」を「 年 年 月 日」に, を

改める。

別記第43号様式中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。 別記第45号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に, 「印」を「匣」に, 「第8条」を「第8条第3項」に改める。

氏名

別記第50号様式及び別記第51号様式を次のように改める。

第50号様式(第25条関係)

年 月 日

> 申請者(大学等の特定教育訓練施設に進学する者) 住所又は居所 氏名

進学準備給付金支給申請書

進学準備給付金の支給を受けたいので、生活保護法施行規則第18条の9第1項の規定により、下記のとおり必要書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名
- 2 特定教育訓練施設に進学する者の生年月日
- 3 進学先の特定教育訓練施設の名称
- 4 進学後の居住先(該当する□にレ印を付けてください。)
 - □ 進学前の住宅と同じ
 - □ 転居により進学前と異なる住居に居住(居住(予定)地を記載してください。) 居住(予定)地(
- 5 添付書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
 - ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - イ 入学金延納(進学後に納付すること)を申請した書類の写し
 - ウ 入学金等の納付が不要の場合,進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手 続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
 - ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する特定教育訓練施設の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、特定教育訓練施設に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先(特定教育訓練施設に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名	本・支店名	預金種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

- ※ 振込先が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。
- 注 偽りその他不正な手段により進学準備給付金の支給を受けた場合には、生活保護法第85条第2項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

第51号様式 (第25条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

進学準備給付金支給決定通知書

様

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による進学準備給付金の支給について、下記のとおり支給することに決定したので、通知します。

記

- 1 支給額
- 2 支給を決定した理由
- 3 進学準備給付金の支給日及び支給方法
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した理由
- 注1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)に、知事に対し審査請求をすることができます。
 - 2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づくこの決定の取消しの訴えは、生活 保護法(昭和25年法律第144号)第69条の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ 提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 審査請求に対する裁決を経ないで、決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを 命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)から50日(行政不服審査法第43 条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)を経過しても裁決がない とき。
 - (2) 決定,決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)に県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)提起しなければなりません。

別記第51号様式の次に次の1様式を加える。 第51号様式の2 (第25条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

進学準備給付金支給申請却下決定通知書

様

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金の支給については、下記の理由で却下決定したので、通知します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由
- 注1 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)に、知事に対し審査請求をすることができます。
 - 2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づくこの決定の取消しの訴えは、生活 保護法(昭和25年法律第144号)第69条の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ 提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、 審査請求に対する裁決を経ないで、決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを 命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)から50日(行政不服審査法第43 条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日)を経過しても裁決がない とき。
 - (2) 決定,決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する裁決のあつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(当該期間内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)に県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)提起しなければなりません。

別記第53号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に,「平成 年度分」を「 年度分」に改める。

別記第54号様式及び別記第55号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に, 「殿」を「様」に, 「印」を「回」に改める。

別記第56号様式中「平成年月日」を「年月日」に、「殿」を「様」に、「印」を「回」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)に、知事に対し審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)に県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)決定の取消しの訴えを提起することができます。

別記第56号様式の次に次の1様式を加える。

第56号様式の2 (第34条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

費用徴収決定通知書(法第77条の2第1項関係)

様

生活保護法第77条の2第1項の規定により、下記のとおり費用を徴収することを決定したので納入するよう命じます。

記

1 費用徵収金額

円

- 2 理由
- 3 納入方法
- 4 納入期限

注 この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)に、知事に対し審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの決定のあつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内(当該期間内であつても、当該決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)に県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)決定の取消しの訴えを提起することができます。

鹿 児 島 県 公 報 平成31年3月26日 (火) 第3505号の2

別記第57号様式(参考)中「就労自立給付金の」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の」に改め、「就労自立給付金費」の次に「又は進学準備給付金費」を加え、「前3項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」を「(略)」に改める。

附則

この規則は,公布の日から施行する。